

岡山県総社市・京都府与謝野町災害時の相互応援に関する協定書

岡山県総社市及び京都府与謝野町（以下「協定市町」という。）は、地震等の大規模な災害における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域内において、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生し、被災者支援等の応急対策の実施が十分に出来ない場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 避難が必要な被災者の受け入れ
- (5) 市町民等の災害救助ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により応援を要請することとし、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号の応援を要請する場合は、物資等の品目、数量等
- (3) 前条第3号の応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）は、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

- 2 応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（応援物資等の輸送）

第5条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援市町が行うものとする。

（応援に要する経費の負担）

第6条 前2条の規定に基づく応援に要した経費（輸送費を含む。）は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請市町が負担するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度協定市町が協議の上定めるものとする。

（応援職員の指揮）

第7条 応援市町から要請市町に派遣された職員は、要請市町の指揮により活動するものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定書は、締結した日から効力を発するものとする。

（その他）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定書に定めていない事項については、協定市町が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各市長が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年3月29日

岡山県総社市中央一丁目1番1号

総社市長

大内



京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

与謝野町長

山口勝

